

- (1) エントリーメニューの利用状況について、平成25年12月末までに総務省に報告するとともに、その後1年ごとに、光配線区画の見直しが完了するまでの間、総務省に報告すること。
- (2) 1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成26年度接続料の認可申請時までには総務省に報告すること。
- (3) 本件は、平成23年4月4日付け総基料第69号で認可した平成23年1月21日付け東相制第10—7043号（平成23年4月1日付け東相制第11—0002号で補正申請）で申請のあった接続約款の変更及び平成24年3月29日付け総基料第71号で認可した平成24年1月17日付け東相制第11—0142号で申請のあった接続約款の変更に関連している。本件はこれらの内容を補正するものであることから、これらに係る認可の際に付した条件のうち、継続的に履行が必要なものについては、引き続きその履行を求める。